

県民コメント制度に基づく結果の公表について

(埼玉県地球温暖化対策推進条例)

埼玉県では、地球温暖化対策の推進に関する新たな条例の検討に当たり、県民コメント制度に基づき「(仮称)埼玉県地球温暖化対策推進条例(素案)」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、46件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

ここに、寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

平成20年10月11日(土)～平成20年11月12日(水)

2 意見の提出者数及び意見件数

46件(9名・8団体)

(内訳)

区分	人数	意見件数
郵送	—	—
FAX	1	1
電子メール	12	37
広聴会	—	—
その他	4	8
合計	17	46

3 意見の反映状況

区分	意見件数
意見を反映し、条例案を修正したもの	6
すでに条例素案で対応済みのもの	7
条例案の修正はしないが実施段階で参考とするもの	26
意見を反映できなかったもの	5
その他	2
合計	46

4 策定した条例及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ondanka/jyourei/index.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県環境部温暖化対策課(第三庁舎2階)
- ・埼玉県県政情報センター(第二庁舎1階) Tel 048-830-2545
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

南部	Tel 048-256-1110	南西部	Tel 048-451-1110
東部	Tel 048-737-1110	県央	Tel 048-777-1110
川越比企	Tel 049-244-1110	東松山事務所	Tel 0493-24-1110
西部	Tel 04-2993-1110	利根	Tel 048-555-1110
北部	Tel 048-524-1110	本庄事務所	Tel 0495-24-1110
秩父	Tel 0494-24-1110		
・ 埼玉県の環境管理事務所			
中央	Tel 048-822-5199	西部	Tel 049-244-1250
東松山	Tel 0493-23-4050	秩父	Tel 0494-23-1511
北部	Tel 048-523-2800	越谷	Tel 048-966-2311
東部	Tel 0480-34-4011		

5 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県環境部温暖化対策課 温暖化対策企画調整担当

TEL 048-830-3037 (直通)

FAX 048-830-4777

E-Mail a3030-01@pref.saitama.lg.jp

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
1	目的	定義	「低炭素」の用語には問題がある。炭素は元素であり、核反応以外に増加、減少させることは不可能。「炭素」と「二酸化炭素」との区分は教育上も正しく理解させるべき。	D	「低炭素」については、科学的には御指摘のとおりですが、「低炭素社会」という言葉は二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制する社会という意味で一般的に用いられるようになってきています。
2	責務	行政	県の責務として、 ①知事はCO2削減に向けた総合計画を発表する、 ②県は率先行動する、 ③県は市町村をリードする、 ④知事は定期的に進捗状況を公表する、 の具体的な記載を追加すべき。	B	①地球温暖化対策推進法の中に、総合的かつ計画的な施策の策定・実施の努力規定があり、この規定に則り県として新たな実行計画に沿って総合的に施策を展開してまいります。 ②上述した実行計画の中に、県の率先実行を盛り込みます。 ③条例の中に「市町村への支援」の規定を盛り込みます。また、実行計画の中に「市町村との連携」を明記し、今後、より連携の充実を図っていきます。 ④実行計画の中で、目標の検証や計画の進行管理の部分で温室効果ガスの排出状況等を毎年公表していくことを掲げています。
3	責務	行政	市町村の責務も明らかにすべき。	D	地方自治法、地方分権の趣旨から県条例で市町村の責務を規定することは困難ですが、実行計画の中に「市町村との連携」を明記し、今後、より連携の充実を図っていきたくと考えています。
4	責務	行政	行政はトップランナーを育成し、新技術開発に注力すべき。団塊世代のサポーター化の推進、教育、活動支援に取り組むべき。	C	条例においては、県は地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを規定します。また、県の地球温暖化対策実行計画の中では、技術開発に関する取組も位置づけております。 団塊世代の活用については、計画の実行段階での参考にさせていただきます。
5	責務	旅行者	各主体の責務において、“観光や余暇活動で一時的に県内に滞在する者の責務”にもふれるべきである。埼玉県県の「平成18年(暦年)入込観光客推計調査」によると、埼玉県への1年間の入込客数は1億1,019万人と推計されており、観光客の影響は決して小さなものではない。県に訪れる多数の観光客にも地球温暖化防止の意識を持ってもらうことで、県内の温室効果ガス排出量を削減するのみではなく、日本、そして世界の温室効果ガス排出量の削減にも寄与できる。一時的滞り者も対象とする先行事例となる条例として、「和歌山県温暖化対策条例」などがある。	A	旅行などで一時的に県内に立寄られる皆様方に対しても地球温暖化対策を求めていることは重要であると考えますので、一時滞り者の責務も条例で規定します。
6	事業活動	産業全般	温暖化ガス削減に対する技術的な情報は、事業者の利益を損ねないような配慮をすべき。	B	事業活動における温暖化対策の制度設計の中で考えています。
7	事業活動	産業全般	目標管理の考え方により、中小規模企業(事業者)が積極的にエコアップ宣言システムに参加できるようにする。	C	エコアップ宣言については、中小事業者も認定に参加できるシステムとなっており、この条例においてもこれを継承します。また、参加を促進する仕組みとしてエコアップ認証制度もあります。中小事業者のより積極的な参加については、今後の、目標設定型排出量取引制度の制度設計の中で検討します。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
8	事業活動	産業全般	建築物の省エネ措置や再生可能エネルギー利用設備の導入、温室効果ガスの排出量の少ない自動車の利用・開発、温室効果ガスの少ない電気機器の使用等は高いコストが必要となるので、「経済性を考慮して開発、販売する」及び「県の補助金制度を設ける」ことを追加すべき。なお、電気機器については、「温室効果ガスのいっそう少ない電気機器の開発」を追加すべき。	C	県の責務に関する規定で「必要な財政上の措置」を盛り込みます。ただし、具体的な施策に係る予算措置等については、毎年度の予算編成の中で検討してまいります。また、温室効果ガスが少ない製品を消費者が選択するよう意識改革を進め、これがより一層温室効果ガスの少ない製品の開発を促すような好循環が生み出せるよう工夫に努めます。
9	事業活動	削減義務づけ	国が定める省エネ法、温暖化対策法との重複がないようにして、上乗せ的な条例により、県内の経済活動に制約がないような配慮をすべき。	B	大規模事業者への対策等の検討に当たっては、省エネ法や温暖化対策法との整合性を図りつつ、制度設計を進めてまいります。
10	事業活動	削減義務づけ	国が定める省エネ法、温暖化対策法との重複がないようにして、上乗せ的な条例により、県内の経済活動に制約がないような配慮をすべき。	B	大規模事業者への対策等の検討に当たっては、省エネ法や温暖化対策法との整合性を図りつつ、制度設計を進めてまいります。
11	事業活動	削減義務づけ	条例化する削減目標設定に当たっては、事業者のこれまでの削減実績を十分に考慮すること。	C	条例により削減目標を具体的に設定するものではありません。目標設定については、今後、目標設定型排出量取引制度の制度設計の中で考えています。
12	事業活動	削減義務づけ	大規模事業者の定義を明らかにしてほしい。	E	条例では「一定規模以上の事業者」など対象の属性を示すのが通例です。具体的な規模(エネルギー使用量など)は条例の施行規則の中で明らかにします。
13	建築物の新築等	再生可能エネルギーの導入促進	建築物の環境性能を向上させるために、建築物の新築等に関する再生可能エネルギーの利用促進の検討要請に当たっては、再生可能エネルギーに限定することなく新エネルギー、省エネルギー設備の導入も検討の対象であるよう記述すべき。	C	建築主も省エネルギーに必要な措置を講ずるよう努めることを、条例で規定します。なお、新エネルギーは再生可能エネルギーに包含されるものです。
14	建築物の新築等	緑化	ほとんどの自治体の環境配慮制度では、建築物許可は設計図面として提出されているが、緑化に関しては図面添付のみで強制力がない。建築物と同様に緑化計画も計画案として設計段階で義務付けることが必要。緑化が建築物が施工されてから行われることはほとんどないので「環境配慮制度」の見直しを行う必要がある。	C	一定規模以上の敷地における建築行為に対しては、これまで「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づく緑化計画届出制度により、敷地内の緑化計画書の届出を義務付けています。今回の条例では、地球温暖化防止の観点から建物そのものにも設計段階から環境配慮を求めています。
15	建築物の新築等	緑化	建築物の新築等に関する地球温暖化対策の想定される計画内容で「緑化」とあるが、単なる「緑化」という表現では外来種の導入による生物多様性の劣化のように、別の環境問題を深刻化させる恐れがある。地域の自然を考慮に入れた環境配慮を求めることにより、環境問題に対する総合的な対策を進め、県内の良好な自然環境を維持するために役立つことが期待できるため、「自然再生」とすべき。	C	「緑化」については、想定される計画内容の例として掲げたものであり、条例中に「緑化」という文言を直接規定するものではありません。なお、生物多様性の保全には、関係法令等に基づき、今後も十分留意して政策を進めてまいります。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
16	建築物の新築等	緑化	建築物の新築等に関する地球温暖化対策」の3項目目の文末に、「また、立地の際に失われる温室効果ガスの吸収・固定量を相殺するため、自然再生等の代償措置を行い、カーボン・ニュートラルの実現に努めるものとする。」と追加すべき。 土地の造成を伴う建築物の新築等を行う場合には、実質的に温室効果ガス排出を増やす結果になる恐れがある。 立地の際に失われる温室効果ガス吸収・固定量を相殺する取組を求めることにより、県内の良好な自然環境の保全を実現しつつ、実効性の高い温暖化対策を推進していくことが期待できるため。	C	一定規模以上の敷地における建築行為に対しては、これまでも緑化計画届出制度により、敷地内の緑化計画書の届出を義務づけています。また、今回の条例により建物そのものにも環境配慮を求めてまいります。 社会全体で可能な範囲で温室効果ガスの削減を求めていく中において、建築物の新築の際のみにカーボンニュートラルまで求めることは、建築主に大きな負担を課すことになると思われますので、建築主の理解と協力を得ながら温暖化対策を求めていきます。
17	自動車交通	支援	自動車交通に関する温暖化対策について、次世代自動車の導入補助や低利融資の実施等を条例にも盛り込むべき。 また、電気自動車等次世代自動車導入補助は事業者だけでなく、神奈川県のよう個人にも実施すべき。	C	県の責務として、地球温暖化対策を効果的に実施するため必要な財政上の措置を講ずることを規定します。 具体的な内容については、毎年度の予算編成の中で、具体的な支援策等を検討してまいります。
18	自動車交通	規制	荷主の環境配慮計画については、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)においても同様の規定があり、事業者が過度の事務負担を生じさせる恐れがあるので、報告事項が重複しないよう配慮すべき。	C	省エネ法の規定等にも留意しつつ、規則や指針を策定していく段階で、内容を検討してまいります。
19	環境物品	対象	地球温暖化を防止するために温暖化ガスの排出を抑制することが条例の目的なので、電気・化石燃料利用の区別無く、省エネルギー性能＝環境調和性の高い機器を市場に推奨することが必要であり、「電気機器等」と範囲指定する必要はない。 「省エネルギー性能」の向上は、電気利用だけではなく全てのエネルギー利用機器に課されるべきであり、その進展には、平等なフォーマットのうえで性能競争をする原理が必要。この条例がその礎となることを期待したい。	A	省エネルギー性能はガス器具についても重要なので、これを条例に規定します。
20	環境物品	対象	環境物品等の購入の促進等のところで、「電気機器等」とされているが、ガス器具においても、エコジョーズやエコウィル、燃料電池がある。「電気機器及びガス機器等」と表現を改めるべき。	A	ガス器具についても省エネ機器があるので、これを条例に規定します。
21	環境物品	カーボンフットプリント	条例案では省エネルギー商品の購入に力点が置かれているが、省エネルギーはあくまでも電気機器等の利用段階における環境負荷を示すものにすぎない。現在、生産から廃棄に至るまでの炭素排出量を明示するカーボン・フットプリントの制度が検討されている。このようなカーボン・フットプリント商品の購入を奨励することにより、地球温暖化防止のための物品購入のあり方をより効果的なものにするができる。 加えて、実行計画(案)44ページの地産地消の推進にも役立つことが期待できる。 環境物品等の購入の促進等に関する地球温暖化対策」の1項目目について、「カーボン・フットプリント等を参考にしながら、」を追加すべき。	C	条例では、環境物品の選択、使用、販売時の説明などについて規定しており、どのような内容の情報を提供すべきかなどは運用段階で考慮すべきであり、条例には性質上なじまないと考えています。 県としては、施策の実行段階において、カーボンフットプリントをはじめとしたCO2排出量の「見える化」を積極的に進めてまいります。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
22	環境物品	支援	環境物品等の購入の促進に関し、「努める」の実行手段として、市町村で省エネ製品の購入に当たり補助制度を創設している例があるが、埼玉県内では4箇所程度であり、全国的見ても普及状況が少ない。各市町村で補助制度が創設されるよう県から指導すべき。また、県独自の補助制度を設け、県民の取り組みを推進していくようすべき。	D	環境物品等の購入は、この条例素案に示したとおり、積極的にその促進に努めてまいります。条例中の県の責務規定に必要な財政上の措置を講ずる旨を規定しますが、具体的な内容については、毎年、予算編成の中で検討を進めていきます。なお、独自の補助制度については、費用対効果や仕組みづくりの面で慎重な検討が必要であると考えています。また、「エコポイント」のような制度を取り入れている企業や商店街も出てきていますので、そのような制度を広めることも一つの方策であると考えます。
23	再生可能エネルギー	対象	太陽光発電については「効率性のよい、経済性の高いものの開発」という文言を追加すべき。	C	効率性、経済性の高さは、太陽光発電に限らず製品開発に広く求められているものと考えます。また、効率性、経済性を列挙することで、維持管理の簡便性や耐用期間など、他の様々な要素が捨象されることも懸念されます。このため、効率性、経済性の高い技術開発は重要ですが、あえて本県の条例で規定する必要性は低いと考えます。施策の実施段階で参考にさせていただきます。
24	再生可能エネルギー	対象	「再生可能エネルギーの利用等に関する温暖化対策」に関し、ヨーロッパでは太陽熱・地熱を利用したヒートポンプシステムを「再生可能エネルギー」と規定している。ヒートポンプシステムは再生エネルギー利用に外ならないので、県でも積極的な評価をすべき。	B	再生可能エネルギーには太陽光のみならず太陽熱・地熱も含まれます。ヒートポンプはそれらのエネルギー源を利用する手法の一つであり、エネルギー源が再生可能なものであれば、「再生可能エネルギーの利用」に含まれるものであると考えます。
25	再生可能エネルギー	支援	再生可能エネルギーの利用の促進のために講ずるよう努める「必要な措置」には、具体的にはどのような内容を想定しているのか明らかではない。機器設置費用の補助や低利融資、税金の軽減など魅力ある支援策を実現すべき。	C	地球温暖化対策を推進するために財政上必要な措置を講ずる旨を県の責務として規定しますが、具体的な内容については、毎年度の予算編成の中で検討してまいります。
26	森林・緑	自然環境	森林の保全及び整備、緑の保全等に関する地球温暖化対策において、「緑の保全・創出」、「緑の保全及び創出」という表現されているが、外来種の導入による生物多様性の劣化のように、別の環境問題を深刻化させる恐れがある。地域の自然を考慮に入れた「自然の保全・再生」を推進することこそ、環境問題に対する総合的な対策を進め、県内の良好な自然環境を維持するために役立つことが期待できるので、表現を改めるべき。	D	この条例では地球温暖化対策として直接イメージしやすい「緑」や「森林」を取り上げています。この条例の施行においては、当然ながら、自然環境や生物多様性など、他の法令、施策との整合を図って進めるものです。御意見の趣旨を十分踏まえ、「緑」などの言葉については「自然」を中心にした幅広い概念でとらえて対応していきたいと考えます。
27	森林・緑	実現手法	平野部における斜面林や平地林、植木畑などの開発は著しいものがある。緑の創出は当然必要だが、それ以上に現在ある緑地の乱開発及び相続税支払のための緑地の減少を抑制するための対策等を条例化する必要がある。	D	県では、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により身近な緑の保全と創出に努めるとともに、昨年度には更に対策を強化するため「彩の国みどりの基金条例」を制定し、森林や身近な緑の保全等に努めています。また、相続税などの対策については国に対して制度改正要望を行っています。
28	森林・緑	NPO	森林の保全及び整備、緑の保全等の連携・協働主体として、環境保全団体が果たす役割は大きく、対象として明示されるべき。	A	御指摘を踏まえ、環境保全団体の役割をより明確に条例で書き込みます。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例素案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
29	環境学習	NPO	地球温暖化防止に関する学習および啓発の推進・協働主体として、環境保全団体が果たす役割は大きく、対象として明示されるべき。	A	御指摘を踏まえ、環境保全団体の役割をより明確に条例で書き込みます。
30	環境学習	連携	行政・大企業は、市民・中小企業の活動をサポートするシステムと支援体制を採るべき。特に支援・助言のできる人材・グループの結成やモチベーション教育は重要。団塊世代の人材活用が不可欠。	C	県民、事業者など各主体が地球温暖化対策において協力する旨は規定しますが、御提案のような具体的な内容については、条例や計画の実行段階で参考とさせていただきます。
31	推進体制	#REF!	県のNPOへの支援も進めるべき。	A	県が環境保全活動団体の活動を支援する旨の規定を条例に盛り込みます。
32	雑則	実効性の担保	事業活動・建築物新築・自動車交通対策等に対し、削減計画や実施報告の提出を義務付けているが、単に受理したり、公表するだけでなく、「内容について不備があれば指導を行う」ことを追加すべき。	B	各種の報告制度の適正な運用については、「県の指導・助言規定」、「立入検査規定」、「勧告規定」、「公表規定」などにより担保してまいります。
33	雑則	実効性の担保	条例中に全体的に「努める」が多いが、昨今の風潮をみると実効性があるのか疑問。罰則規定を設けるべき。今回どうしても罰則を設けないのであれば、2年間実施して、効果を検証し、効果がなければ罰則を設ける一文を明記すべき。	C	事業活動や建築物、自動車対策などに係る今回の報告制度については、「勧告規定」や「公表規定」などによって実効性が担保することとしているので、その効果を見極めてまいります。
34	雑則	実効性の担保	温暖化防止を本気でやるんだという意気込みを強く打ち出す必要がある。温暖化対策は縦割り行政ではだめであり、目標の実行組織、時間、予算を含めた具体的実行計画の発表が必要。	C	総合行政や具体的実行計画の必要性に関する御指摘については、実行計画の中で趣旨を反映しています。なお、条例の目的規定において、地球温暖化防止への明確な考えを記述しています。
35	その他	章立て	森林の保全及び整備、緑の保全等に関する地球温暖化対策は、「自然環境の保全・再生・創出等に関する地球温暖化対策」と「農林業に関する地球温暖化対策」の二つに分けられるべきである。森林は、主に生産活動の場であるスギ・ヒノキ等の人工林と、生物多様性保全機能など公益的価値を有する二次林や自然の森とに分けられるため、地球温暖化対策においても区別すべきである。また、温室効果ガスの吸収・固定の役割を果たすのは、森林だけでなく、草地や湿地等の自然環境も含まれる。在来種の生息する草地の保全は、樹木よりも遥かに多彩な種が野草として存在していることから、多様な遺伝子資源の保全のために非常に重要である。また、県内には狭山丘陵の湿地など重要な自然環境を有しており、埼玉県に残る貴重な自然環境すべてを、地球温暖化防止の観点からも重要であると、明確に位置づけることが望ましい。加えて、農業も地球温暖化に多大な影響を及ぼすとして、政府の地球温暖化対策においても、農業起源の温室効果ガスの削減は重視されている。事実、農林水産省では、環境保全型農業による施肥量の適正化により2010年度までに年間約18万1千CO ₂ t削減を見込んでいる。埼玉県の農業生産高は全国15位と、決して小さなものではなく、地球温暖化対策の対象に農地を加えることが望ましい。	C	地球温暖化対策は社会の様々な事象が原因として関係し、一方、様々な事象がその影響を受けるものです。この条例では、地球温暖化防止について条例として規定すべきものを掲げるものです。農林業をひとくりにまとめて一章を設けるとの意義は理解できますが、農業や農地に係る温暖化対策については、現段階では、県の地球温暖化対策の総合的な推進に当たり、施策の立案や実行段階で検討しながら対応を進めていきます。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の該当箇所	細目	御意見の概要	反映の方向性	県の考え方
36	その他	家庭部門対策全般	家庭や地域での取組への期待がゼロという条例素案は、住民不在で奇異だ。やる気のない行政と考えざるを得ない。	B	地球温暖化対策は行政、事業者、家庭などが地域総ぐるみで取り組んでいく必要があると考えており、この趣旨を条例の目的規定で明示するとともに、県民については、地球温暖化対策に取り組むべき責務を規定します。
37	その他	家庭部門対策全般	学校はもとより、もっと家庭からも話題が出るような仕組みを考えないと広い範囲の意識向上はおぼつかない。	C	条例では、県民、事業者などの責務を定めるとともに、一定規模以上の事業者などには地球温暖化対策の取組を義務化する制度を定めます。意識向上については、こうした規定などを根拠に、実行計画に掲げた具体的な施策の中で積極的に取り組んでまいります。
38	その他	エコライフ	目標管理の考えを採って、市民はエコライフDAYに参加し、WEEK→MONTH→YEARに深化するようにする。	C	県民は日常生活において自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むよう努める旨を条例で規定します。御提案のような具体的な実施方法については、条例には性質上なじみませんが、エコライフDAYの施策展開の中で参考にさせていただきます。
39	その他	エコライフ	市民、中小企業、行政・大企業のコラボレーションに大学・大学院・研究機関を組み合わせ、市民は従業員として組織し、エコライフ活動を実践する。企業は社内教育へエコライフを組み込むべき。	C	県民は日常生活において自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組むよう努める旨を条例で規定します。御提案のような具体的な実施方法については、条例には性質上なじみませんが、エコライフDAYの施策展開の中で参考にさせていただきます。
40	その他	深夜化スタイル関係	条例の中に、計画中の重点5ビジネススタイル・ライフスタイルの見直しはどこにも記述されていない。	C	県民の意識改革に対する政策であり、条例で具体的に規定するというよりは実行計画に位置づけ、県民ムーブメントとして政策展開していきたいと考えています。なお、条例では、事業者の責務、県民の責務として、地球温暖化対策に取り組むことを包括的に規定しています。
41	その他	深夜化スタイル関係	コンビニの営業自粛は難しくても、屋外広告照明(特にサーチライト)は無駄にエネルギーを消費し、見苦しいので禁止すべき。さいたま市では「さいたま市生活環境の保全に関する条例」があるので、埼玉県も温暖化防止の観点からサーチライトは即禁止すべき。	C	県民の意識改革に対する政策であり、条例で具体的に規定するというよりは、ビジネススタイル・ライフスタイルの見直しを実行計画に位置づけ、県民ムーブメントとして政策展開していきたいと考えています。なお、条例では、事業者の責務、県民の責務として、地球温暖化対策に取り組むことを包括的に規定しています。
42	その他	深夜化スタイル関係	事業活動に関する地球温暖化対策の中にビジネススタイルの見直しを記述し、営業時間の短縮が難しいのであればせめてライトダウンは入れるべき。	C	県民の意識改革に対する政策であり、条例で具体的に規定するというよりは、ビジネススタイル・ライフスタイルの見直しを実行計画に位置づけ、県民ムーブメントとして政策展開していきたいと考えています。なお、条例では、事業者の責務、県民の責務として、地球温暖化対策に取り組むことを包括的に規定しています。
43	その他	「見える化」	デンマークのようにエコ製品にA,B,C・・・の段階を付けて販売するとか、県の広報で大きく知らせるとか、強力に本気に取り組む姿勢を県民の皆様に浸透させる事が必要。	C	比較的省エネ性能表示制度が進んでいる家庭用電化製品については、今回、販売時の説明制度を導入します。その他の製品については、具体的な施策の中で、CO2排出量の表示や、CO2排出量を消費の価値判断に加えるための普及啓発など、「CO2排出量の見える化」事業に取り組んでいきます。

県民コメントで寄せられた御意見と県の考え方《条例素案》

- A 意見を反映したもの
- B 既に条例素案で対応済みのもの
- C 条例案での修正はしないが実施段階で参考にするもの
- D 意見を反映できなかったもの
- E その他

番号	素案の 該当箇所	細目	御意見の概要	反映 の方向性	県の考え方
44	その他	川の再生	埼玉の川を清流が見られる川にする。そのため、水の流れる部分は水草が茂り、曲がりくねった小川のようなイメージで川をつくるよう、条例に定めて欲しい。(コンクリートで固めた壁のある川は造らないこと。50年後の目指すべき将来像の絵のような川にしたい。)	C	この条例は地球温暖化対策に特化したものであり、具体的な河川整備の方法について触れることは本条例には性質上なじみませんが、県では今後とも清流復活を目指して川の再生に積極的に取り組んでまいります。
45	その他	自転車によるまちづくり	<p>自動車交通に関する地球温暖化対策 について、「自動車からの転換」を明示し、徒歩や自転車、公共交通機関で済む用事には、「自動車を使わないこと」を明確に示すべきです。</p> <p>エコドライブと公共交通機関又は自転車の利用の努力規定はあるが、「いつでもどこでもなんでもかんでも自動車を使う悪癖をやめよう」というメッセージになっていない。</p> <p>自転車・公共交通機関の利用推進のためには、インセンティブが必要であり、次のような施策を盛り込むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 車道外側線と路肩の間を平坦に舗装して自転車レーン(幅1.5m)を整備すること。 - バスレーンを設置し、バスレーン内に「自転車走行指導帯」を設置すること - 各事業者が公共交通または自転車通勤に切り替えた者のCO2削減効果を排出量取引に算入できるようにすること - 自転車通勤優遇事業者(駐輪場の整備、自転車通勤手当)への優遇措置 - 市街地全域を30km/h制限とすること 	C	この条例では、事業者などが取り組むべき制度を規定するものです。御提案のような総合的な御意見については、地球温暖化対策のための各種施策の立案や実施段階で参考とさせていただきます。
46	その他	意見募集の方法	なぜ、埼玉県トップページに意見募集を載せなかったのか。これでは誰も気付かず意見が集まらないのでは。	E	県では県民の皆さまに対し様々な情報提供を行っており、県のホームページのトップページに掲載できるものは残念ながら限られています。今回の意見募集は県が従来から進めている一般的な県民コメントのルールに則ったものです。可能な限り県民の皆さまへの周知に努めていきますので、御理解を賜りたいと存じます。